

上手な遺言書の作成術を解説します！

支援センター流

遺言書作成 虎の巻

公正証書と自筆証書のメリットデメリットを徹底解説!!

およそ40年振りに改正が予定されている民法（相続法）において、自筆証書遺言に関する取り決めが大きく変わろうとしています。遺言で財産の行き先を指定することは【法律行為】です。今回のセミナーでは公正証書遺言と自筆証書遺言の違いを分かりやすくご説明します。

其の巻
まず推定相続人が誰かを調査すべし

其の式
次に財産の種類及び評価額を
確認すべし

其の参
推定相続人の遺留分には注意されたし

其の四
予備的遺言の記載を怠ることなかれ

其の五
セミナーに参加して遺言書の極意を学ぶべし



日時 平成30年5月23日(水) 10:00~11:30 頃

会場 ツインメッセ静岡中央棟4階 会議室409
(静岡市駿河区曲金三丁目1番10号)

定員 50名様 (定員になり次第締め切りとなります)

受講料 無料

相続手続支援センター®静岡

静岡市駿河区中田四丁目2番6号 あっとわん飛翔2階



あいわ行政書士法人

電話 054-287-0056

FAX 054-287-0057

5月23日 お申込書

※お電話またはファックスにてお申し込み下さい

お名前：

ご参加人数：

名

ご住所：

電話番号：

お連れ様のお名前 (名字)

様